

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°551
2017・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

【新春特別企画】座談会 安倍明文改憲を阻止する

- 〈第1回〉南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け警護」をめぐる……… 憲法委員会
石巻事件について —死刑判決に対する根源的な問い……… 守屋克彦
サブリース被害の問題と弁護団の活動について……… 増田祐一
少年事件付添人活動の醍醐味……… 野仲厚治
開催まで1年を切りました! ご参加、ご協力をお願いします! …… 西川研一
—第16回人権研究交流集会

ロースクールの実情と法曹養成

- 制度の中で、もがいた日々……… 兼村知孝

2016年度第3回常任委員会 (沖縄) 開催

- 地元企画 「基地をめぐる沖縄のたたかい」報告
- ヘリパッドの強行建設とたたかう高江を訪ねる



パプアニューギニア・シンシンシヨー

新春特別企画

安倍明文改憲を阻止する

座談会

【第二回】南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け警護」をめぐるって

出席者

- 永山茂樹会員（東海大学法科大学院教授）
- 大山勇一会員（五三期・東京）
- 緒方 蘭会員（新六五期・東京）
- 石井一禎会員（六八期・東京）
- 岸 朋弘会員（六八期・東京）
- 司会：山田大輔会員（六七期・東京）

憲法委員会では、二〇一六年、「安倍明文改憲を阻止する」と題し、安保法や明文改憲に関する情勢等を報告してきました。二〇一六年二月十九日、青法協前議長で東海大学法科大学院教授の永山茂樹会員、弁護士緒方蘭会員をお呼びし、南スーダンPKO、明文改憲、沖縄問題について意見交流をしました。三回に分けてご報告します。（編集部）

◇ いま、南スーダンでは

山田大輔（憲法委員会・司会） 早速座談会を始めたと思います。まず、戦争法制、南スーダンPKOについて話していきたいと思えます。まず、南スーダンの現状について確認したいと思えます。

岸朋弘（憲法委員会） 南スーダンは二〇一二年

七月に独立した国で、アフリカ大陸で最も新しい独立国です。二〇一三年二月南スーダンの首都ジュバでは、大統領派と副大統領派の間で武力衝突が起こり、そこからしばらく内戦状態が続いていましたが、二〇一五年に停戦和平合意が一応は成立しました。ただ二〇一六年七月になって大統領派と副大統領派の間で再度武力衝突が続き、そこから連日殺人、略奪や性的暴行など、さまざま



岸 朋弘会員（68期）

これまで憲法カフェなど憲法学習会の講師を経験してきた。多くの労働事件に携わっている。参議院選挙応援で野党共闘の重要性を認識。

な治安状況の悪化が言われております。

これまで南スーダンでは、自衛隊PKOは、橋の建設、道路の整備などの民生支援をしてきました。

◇ 自衛隊の新任務「駆け付け警護」

山田 二〇一六年二月、駆け付け警護という



山田大輔会員(67期)
原発訴訟弁護団、年金切り下げ訴訟などに関わる。原発訴訟は、かつての公害訴訟から続く青法協の活動の原点ともいえるもの。

任務が実際に付与されました。

石井一禎(憲法委員会) 政府の定義では、駆け付け警護とは自衛隊が外国でPKOの活動をしている場合に、自衛隊の近くで活動するNGOなどが暴徒などに襲撃されたときに、襲撃されたNGOなどの緊急の要請を受け、自衛隊が駆け付けてその保護に当たるものです。むしろ自衛隊がPKOに参加するのは、国際平和協力法で決められたPKOの参加5原則〔注〕をすべて満たしている場合に限られるとなっています。また政府が言うには、この点に関して今回の任務追加によっていささか変更ありません、という主張になっています。

山田 憲法上、また、PKO法上、自衛隊が南スーダンで駆け付け警護ができるのでしょうか。

石井 PKOの五原則の一つ目、停戦の合意が成立していることに関しては、国連の二〇一六年一月一日の報告によれば和平の合意は崩壊したとされています。さらに二月一日の国連事務総長

【注】PKOの参加5原則

- 1 「紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること」
- 2 「国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること」
- 3 「当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること」
- 4 「上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること」
- 5 「武器の使用は、要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本とする。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能」



石井一禎会員(68期)
9条の会の活動などに取り組む。貧困問題に関心がある。憲法改悪は貧困の問題とも結びついているという視点を強める必要がある。

特別顧問の報告によれば、南スーダンは民族間対立が激化しジェノサイドになる危険がある、という警告を発しています。

ですから、本当にPKOの五原則が守られているのが怪しいまま、法改正に基づき二月五日

に駆け付け警護の任務を付与して、青森を中心とした自衛隊がそのまま南スーダンに派遣されました。その後、一月八日に防衛大臣から閣議決定に基づいて命令が出されて、二月二日にはその命令に従って、実際駆け付け警護をすることが可能になるとされています。

山田 では、南スーダンPKOで、駆け付け警護は求められているのでしょうか。

大山勇一(憲法委員会) 先日南スーダンに派遣されている、日本国際ボランティアセンター(JV)の今井高樹さんから南スーダンの現状をお聞きしました。そこで今井さんがおっしゃるには、日本政府はNGOの職員などを守るときに強調しているけれども、ほとんどの民間・NGOの方は南スーダンから退去しているので、守るべき対象の人がそもそもいないということでした。

山田 二〇一六年七月南スーダンのホテルで欧米のジャーナリストやNGOの方が、南スーダンの武装勢力に襲われました。どうやら襲ったのは政府軍らしいと言われていますが、そのときにPKOは駆け付け警護をしなかったということですね。

PKOは中立的な立場で参加している国が基本だと思いますので、略奪、レイプをしている人たちが仮に政府軍だとすれば、そういう勢力に対して敵対することは国際問題になりかねない。そういうことで現地の指揮官は判断ができないのでは

ないでしょうか。他に、南スーダンPKOの問題はありますか。

石井 政府のホームページを見ると、「自衛隊は、新任務の追加に向けた準備を進め、平成二八年八月以降、『駆け付け警護』及び『宿営地の共同防護』の訓練をしっかりと積んでおり、派遣部隊の練度は、新たな任務に十分堪えうるレベルに達しています」とあります。

二〇一六年の八月以降、三カ月の訓練で、四年前の二〇一三年から内戦状態で、戦争をずっとやっているような人達と戦闘状態になる可能性がある中で、本当に守れるのか。しかも今まで自衛隊の人は、あくまで自衛のための訓練を受けてきた人達です。こちらから前に出て武力行使をすることを前提としない部隊、組織だったはずですよ。

官邸が出している「自衛隊の新任務『駆け付け警護』及び『宿営地の共同防護』という説明には『駆け付け警護』により、派遣される隊員の「リス



緒方 蘭会員(新65期)
地域の憲法カフェで講師活動を精力的に行っている。給費制訴訟の原告兼代理人になっている。

クが増すということではありません」と言い切ってしまった。いや、それはどうだろう。助けるためとはいえ警護するために前に行くわけなので、どう考えてもリスクは上がるでしょう。

緒方蘭弁護士

いま南スーダンに派遣されている自衛隊員の方は、入隊したときはまさかそんな任務を与えられるとは全く思っていなくて、大半の方が日本国内での災害救助の任務を与えられる前提で入隊したと思います。危険な任務を付与することに、憲法違反でもありますが、若者の貧困の観点からも大変な問題だと感じています。

一昨年に集団的自衛権の行使を認める閣議決定が出た辺りから、特に、地方の中学校、高校で自衛隊員の勧誘がすごく盛んになってきています。自衛隊員になると運転免許のほか様々な資格を得できたり、経済的に安定したりといった利益があります。経済的に大変な家庭の方がそういった利益を期待して入隊したものの、予想していなかった危険な任務を付与され危険な武器使用を強制されていくことに大変な問題を感じます。

いま政府は「南スーダンは比較的安定している」という言い方をしていますが、外務省のホームページを見ると、危険な国のレベルが一から四まで



大山勇一会員(53期)
憲法協会 法学会 同部会 憲法委員会委員長。法律家6団体の事務局として企画・要請行動に取り組んでいる。

会いする市民の方もそのことを結構知らなくて、報道する側の責任があると感じています。

◇ **なぜ、「駆け付け警護」なのか**

山田 このようにいろいろと問題のある南スーダンPKOですが、どうして安倍政権はそこまで駆け付け警護の任務を付与したのでしょうか。

大山 一部の報道では、安倍首相は自衛隊員が死傷することを期待していると言われていました。南スーダンでの活動で自衛隊員が死傷した場合、今のPKO法が不十分だからだ、ひいては憲法が自衛隊の活動を制約しているからこそだということとを強弁することを私は危惧しています。自衛隊員の死を改憲の突破口に利用するとしたら、これほど許せないことはありません。

岸 戦争法(安保法制)の審議において、特別委員会にて安倍首相に元自衛官の佐藤正久議員が質問をしました。その際、安倍首相は、もしも活動の中で自衛隊員が命を失ったときには、しっかりと

あり、南スーダンは国土全域がいちばん危険なレベル四になっていて、本当に危険な国です。しかし、憲法カフェとかでお

それに勲章を与えないといけないと答弁してしました。今だと自衛隊員が海外に行つて亡くなった場合、戦争でないので戦死になりません。日本のために戦つた自衛隊員が単なる事故死として扱われるのは不当だ、といつて国民の感情に訴えて改憲を呼びかけることはあり得ると思います。過去にも日本人が亡くなったことを契機として、戦争を開始するというのが歴史的に行われてきました。

緒方 これまでの派遣のときに橋を造つたり、安全な水を飲むようにしたりするだけでなく、軍隊を出して一緒に危険な任務を負わないと、日本はちゃんと貢献したことにならないのだという考えがあるのだと思います。しかし、平和的な方法によつて紛争地のインフラを整備したり、人々の暮らしに役に立つことをするのは非常に誇らしいことです。私は紛争地で武器使用を行つてこなかったことが悪いこととは全く思いません。国際貢献の仕方はいろいろあつて、安倍政権が言うような危険な武器使用の任務だけが、素晴らしい国際貢献であるという考え方は捨てるべきです。

石井 安倍政権がなぜ駆け付け警護を南スーダンでしたいのか。一つの理由は、安保法が成立したことによる実績づくりではないでしょうか。まさに安保法が二〇一五年九月にできて、今回初めてその法律が具体的に施行されて自衛隊が駆け

付け警護をする。一つの安保法の実績づくりが一番にあるのではないのでしょうか。

◇ 改憲との関係は

永山茂樹教授 P K Oや改憲も含めてですが、安倍さんが政権をとつて改憲の話が始まつたわけではなく、改憲の話はずっとあるわけです。しかし特に二〇〇〇年代になり、例えばアメリカのジャパンハンドラーから改憲の話、もう一つは日本経団連をはじめとする財界からの改憲へのプレッシャー。そしてもう一つは自民党、安倍さんの意思と、改憲を進めてきている主たる勢力、プレッシャーをかけてきたのはその三つあつたと思えます。

そうすると南スーダンのP K Oのこともそういった改憲現象と連動というか、何らかの関わり合いがあると思われるほうが自然ではないか。皆さんの話のここまでのところを聞いていて一つ思ったのは、「安倍内閣が」という設定で議論しているわけ



永山茂樹会員
東海大学法科大学院教授
(憲法学)。2014年6月から
16年6月まで青年法律
家協会議長。

ですが、南スーダンになぜ日本の自衛隊が行くかということは、単に「安倍政権が」「自民党が」という見方では三分の一のところの現象を説明したことになります。そしてアメリカの日本に対する改憲の要求、財界の改憲への意欲との関連性、残りの三分の二が割愛されていると思えました。

しかし、そういったものも大きな原動力の一つです。そしてまた問題を解決して、それを阻止していくときに、当然正確な認識がある程度必要だとすれば、安倍内閣がこうだということ、また別にアメリカはこのことについて何を期待するのか、それから日本の財界はこれでいったい何を考えているのか。それらも考えてみる意味があるような気がします。

南スーダンはもともと原油などの資源が豊富です。南スーダンを含めアフリカでこれから先、資源や市場をどう押さえていくかを、日本の財界は真剣に考えているでしょう。ですから問題設定として「安倍内閣が」ということも大事だけれど、もう少し別の原動力もあることは忘れないほうがいいのではないかと感想をいま持ちました。

石井 今の安倍政権以外に、改憲を希望している勢力は、アメリカの一部と日本会議ですね。要は改憲によって得られるメリットがあるから、改憲の策動をしているわけです。例えば経済界なら、改正が仮に行われてしまえば軍需産業にもつ

と進出するか。今までは九条があるからそういうところ制約があったのでしようが、軍隊があるという前提だと、そういった分野にも進出し、武器等の軍需産業も見込める。

永山 そうですね。アメリカはアフリカ大陸に軍隊に送る余裕はなく、西アジアで手いっぱいでしょう。その代わり、日本や西欧諸国の力を使つてと考える。PKOを通じた拠点づくりにとつ

てその意味でも意味のあることだとは思いますが。日本の自衛隊の基地があるのはジブチだけです。アフリカの東海岸に拠点はつくり、その少し内陸が今回の南スーダンになるという地理関係です。明文改憲にいかないとしても、こういう動きはアメリカや財界からすれば非常に歓迎することです。

緒方 今のお話によると今後も日本がアフリカ

の中に拠点をつくり、そこで継続的にいろいろやっていくことで軍事費がすごくかかりますし、何より憲法違反の状態が続いていくことになるので大問題です。国民の自衛隊の海外派遣に対する意識も、大きく変わってくるのではないかと感じました。

(次号へ続く)

石巻事件について

——死刑判決に対する根源的な問い——

仙台弁護士会 守屋 克彦

1 はじめに

最高裁判所第一小法廷は、二〇一六年六月一日、犯行当時一八歳七か月であった被告人Xに対し、「Xが(1)平成二二(二〇一〇)年二月四日から同月五日までの間、同棲相手の女性S(当時一八歳)に対し、模造刀及び鉄棒で数一〇回その全身

を殴打するなどの暴行を加えて全治約一か月を要する傷害を負わせ、(2)実家に戻ったSを連れ出そうと試みたもののSの姉A(当時二〇歳)に阻まれ、Aの友人女性B(当時一八歳)に警察に通報されて逃げ出すのを余儀なくされるに至って、Sを略取するとともにこれを邪魔する者は殺害しよう」と計画し、同月一日早朝、Aの実家におい

て、①Aが警察に連絡したことなどを契機として、A、B、及びAの友人、男性C(当時二〇歳)に対し、いずれも殺意をもって、包丁で胸部等を突き刺し、よって、A及びBを失血死させるなどして殺害し、Cに入院加療一週間を要する右肺損傷等の傷害を負わせるにとどまり殺害の目的を遂げず、②Sを自動車に乗せて略取した」という事

実を認定して死刑を宣告していた控訴審判決に対する上告を棄却し、Xに対する死刑が確定した。

2 死刑は正当か

まず、最近の無期懲役刑の執行状況をみると、平均受刑在所期間は、二〇一四年の場合で、三二年四月に達し、受刑者に対して、自らの一生のほとんどを檻の中で過ごすことを覚悟せざるを得ないほど、肉体的にも、精神的にも、きわめて厳しい処遇になることが明らかにされている。受刑者が若年であればあるほど、長期間の自由拘束は一層厳しさを増す。このような厳しい刑があるのに、なぜ死刑にするのか。その理由をどう説明するのか。今日、死刑存続の理由として、死刑の抑止力が挙げられることが多いが、凶悪事件の中には、自らの未来に絶望し、それを閉じる手段として、自棄的に他人の生命を道連れにする事件が目立ち、死刑が犯罪の引き金になることはあっても、抑止にはたらく効果が乏しいことは実証されていることではないか。この事件は、一人一人に、死刑を科する実質的な理由をどう説明するかを問いつけている。

3 死刑は相当か

本件は、Xが殺害した死亡被害者が二名である。二〇二二年に出版された司法研究報告書第六

三輯第三号「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」の中で詳細に分析されているが、そこに、死亡被害者の数を中心にして、死刑選択の状況についての量刑傾向が明らかにされ、死亡被害者二名の事件については、全六五名中、死刑宣告が三一人(四八%)、三四人(五二%)が無期懲役刑の宣告で、死刑と無期懲役の宣告の割合が拮抗していることが明らかにされている。したがって、被害者二名に対する事件の中で、死刑・無期懲役を分ける理由が何か、本件をどのように位置づけるのか、公平の原則にしたがつてきちんと説明がなされなければならない。これまでは、強盗殺人事件など凶悪性が高い事例に死刑選択が傾くと言われてきたが、犯行当時未成年者であったことを考えて、無期懲役刑を選択することができなかったか、公平の原則の適用からの課題が残されている。

4 事実認定は相当か

上記の司法研究報告書は、死亡被害者二名の事案で、殺害の計画性がないと認定され、また殺害の計画性は高くはない、綿密な計画の下での犯行ではない、用意周到ではない等と認定されて無期懲役にされた事例が、無期懲役刑三四人のうち二〇人に及んでいると報告している。数字の上では、計画性の有無が死刑・無期懲役刑の分水嶺

になっているように見える。したがって、本件でも、計画性の有無が重要な争点になった。本件の特色は、当時Xに随行していたOが、第一審では、XがA宅に侵入する時点で、Sを連れ出すことを邪魔する人間がいれば殺害するという事前の殺意を抱いていた旨を証言したのに対し、控訴審では、侵入する時点では、殺意が消滅していて、侵入後、Sを誘い出す話をしている隙を見てAが警察に電話をしたことにXが逆上した結果による衝動的な犯行である旨を証言したという点にある。Oが、自ら、第一審で偽証したこと、その原因は、捜査段階で、被害者に落ち度があるような供述は聞き入れることはできないと検察官から言われたからであるという証言は、具体的であり、Oが想像で話せるような内容ではなかったと思えるのであるが、控訴審、上告審は採用せずに、Xの計画的な犯行であると認定した。事実認定に対する不満が残る。

5 死刑からの救済について

計画性の認定の誤りが、誤った死刑につながる可能性があるとして、このような誤りについては、刑事訴訟法四三五条六号の再審は、これまで無力であった。「死刑は取り返しが付かない」という格言は、無罪を有罪と見間違った場合はばかりでなく、量刑要因につながる事実が誤認され、死刑に

処すべき事案でないものが死刑に処された場合にもまた生ずることを忘れてはならない。

6 その他の問題

本件は、裁判員制度開始後まもなくの死刑求刑事件の裁判員裁判であった。裁判を受ける方の立場から言えば、市民の叡智を裁判に反映せよとすることが、被告人の防御の利益を損なうことになるのでは、市民を加えた意味が失われる。

また、市民に分かりやすい裁判を実施するということからの公判中心主義や口頭主義が、かえって、精密で専門的な情報の提供を困難にすることも避けなければならない。市民の便を考えるという効率的な訴訟運営が、事案の真相の微細なニュアンスをくみ取る審理に背くことになってはならない。本件では、第一審で、犯行の一部(特にBに対する実行行為)の記憶がないというXの公判廷の供述が争点として明確にされず、控訴審において

も、第一審の解明不足を補う姿勢が見られなかった。その結果として、被告人は、判決の内容よりも、裁判官の審理態度に不満を残している。死刑事件の適正な手続・審理の在り方に対して、本件が示唆している課題は、根源的である。

サブリース被害の問題と弁護団の活動について

兵庫県 増田 祐一

1 サブリースとは

少し広めの土地を持っている方々(特に年配の方が多い)に対して、新聞、テレビ広告などでなじみの一部上場企業が次のように声をかけてきます。

「土地にアパートを建てませんか。当社がアパートを丸ごと借り上げて、あなたに家賃をお支払いたしますので、管理の手間は不要です。家賃は3〇年間保証します。住宅ローンを使うので、現金は一切不要です。家賃収入からローンの支払いをしても余ります。そのため、これからずっと、毎

月一定の収入が確保できます。お子さんたちにも収益物件を残せます。住宅ローンを使うので相続税対策にもなります。」

このような勧誘の結果、締結されるのが「サブリース」と呼ばれる契約です。業者が賃貸用アパートやマンションの建築を請

け負うとともに、その物件を家主(土地所有者)から丸ごと借り上げて、入居者募集や物件管理を行い、入居者に転貸します。業者は入居者から賃料を収受し、家主(土地所有者)に対して、一定の家賃を支払います。

2 サブリース契約の問題性 (時限爆弾のような性質)

有名な企業からこのような良いことづくめの勧誘を受けて、信じ込んでしまう人は多いようです。

が、契約時に交付される契約書には、「大家に支払う家賃は一定期間ごとに見直す」「家賃についての協議が整わない場合には、業者は契約を解除することができる」という趣旨の文言が入っていることがほとんどです。

アパートやマンションは、古くなってくると入居者が減り、賃料を減額せざるを得なくなってしまう。ゆえに、契約後、かなりの期間が経過してから、業者は、この条項によって、家主(土地所有者)に対して支払う家賃を減額してきます。

家賃が減額されると、大家(土地所有者)は、住宅ローンを利用していますので、ローン支払いが困難となり、一定の支出を余儀なくされます。

そこで、大家(土地所有者)と、業者との間の対立が生じることとなります。業者は大家と協議

ができないということでもサブリース契約を解除してくることもあります。最悪の場合、大家は土地を手放さなければならなくなったり、破産に陥ったりします。

3 法的規制が及びにくい

これは、明らかな消費者被害なのですが、大家は、アパート経営をする事業者とみなされ、消費者契約法等で保護されないことが多いです。逆に、法形式上は業者はあくまで建物賃借人として、借地借家法で手厚く保護されることが多いという立場にあります。

4 サブリース被害対策弁護士団

このような被害相談の増加を受けて、二〇二二年に、関西の弁護士と建築士とで弁護士を結成しました。

弁護士では、主に、以下のようなことを行っております。

- ・全国から寄せられる相談(月に二〜三件程度)への対応、訴訟対応
- ・マスコミからの取材対応
- ・各種関係諸機関への意見書の作成、提出

具体的には、業者側の賃料減額や解除に対抗して調停・訴訟の代理をします。また、サブリース契約を締結してしまった直後の方がサブリース契

約の問題性に気づき、撤回を望まれた場合の解除及び手付金等の返還交渉等を行ったりもしています。

5 サブリースに対する規制と 弁護士団の今後

サブリース問題に対する苦情の増加を受けて、二〇一六年九月より、国土交通省は、同省の登録制度に参加する賃貸住宅管理業者に対して、将来は家賃が減る可能性があるとの説明を義務付け、二〇一八年七月からは、違反業者名を公表することとなりました。

しかし、国土交通省の登録制度に加入する業者は、大手企業の大半が含まれているとはいえ、全国約三万二〇〇〇社の約一割に過ぎません。また、既にこれまでに契約してしまった方々の救済は予定されていません。

サブリース契約は時限爆弾なので、今後、問題のある事案が爆発していくことが予想され、弁護士団としても、被害を軽微に食い止めることと、さらなる時限爆弾の設置を予防することに努めたいと思います。

*サブリース被害対策弁護士団ホームページ

<http://sublease-bengodan.jimdocom/>

少年事件付添人活動の醍醐味

大阪 野仲 厚治

一

私は修習三四期で、大阪で登録し、奇しくも昨年三四年目を迎えました。大学卒業後、三年余大阪市内の弁護士事務所勤務した経験があります。司法試験に合格し、弁護士登録できたのは昭和五七（一九八二）年でした。大学法学部同期の中で現役合格した裁判官は二四期ですから、彼に遅れること一〇年でした。自分では、「道草を食ったがそれなりに様々な経験ができた」となると負け惜しみを言ってきました。

学生時代は、刑法・刑事訴訟法・労働法といったゼミを掛け持ちし、司法試験の受験科目も刑事政策や心理学を選択するなどして、研修所を卒業した後は刑事事件や少年事件を担当する裁判官になれたらという期待を抱いていたのですが、成績が良くないことに加えて、修習中色々な自主企画を組織するなどして、当局から目を付けられてい

たかも知れません。しかも大学時代の「素行も良くなかった（学生運動）」ため、結局任官は直ぐに諦めました。

二

弁護士として就職を決めたのは修習（当時二年間）の後期でした。大阪で登録希望の大阪外の修習生や女性の就活にばかり力を入れていたために、自分の就職は一番最後になってしまいました。当時はのんびりしていたものです。大阪と和歌山のちょうど中間に位置する岸和田で一人で孤軍奮闘していた先輩の事務所訪問をして、一七期の先生の事務所に入ることになりました。当時は、文字どおりサラ金の全盛期でどこか体を張ってサラ金と喧嘩するような時代でした。

他方、岸和田は「ダンジリ祭」で有名です。祭の前後頃になると、未成年者が祭に浮かれて

騒ぐといった傾向があります。そうした独特な地域性もあってか、弁護士になって直ぐに「青木信夫さん」に出会いました。私から、青木さんの自宅兼仕事場を訪ねました。青木さんは、既にそのずっと以前から地域の非行少年に関わり、少年達の更生に寝食を忘れて取り組んでおられました。私も、青木さんの影響を受け、青木さんに触発されて少年事件に取り組むようになりました。

ちょうどそれと前後して、一人の少年と出会いました。全く私の手に負えない少年でした。それもそのはずで、弁護士二年生に何ができるでしょう。いきなり少年事件の難しさに直面したのです。今でもあのときの少年のことはまるで昨日のことのように覚えています。「こっぴどく、やっつけられた」思いで何もできなかった自分の不甲斐無さを恥じました。同時に偶然に出会ったその少年から、「少年事件は私の仕事である。生涯の仕事にしなければいけない」という使命感みたいなものをもらった気がします。「二つの事件との出会いが、その弁護士の仕事を方向付ける」。正にそんな事件でした。

三

今では、法テラスがあつて、国選付添人制度もできて、隔世の感があります。以前は「法律扶助事件」といって、持ち込み扶助事件として少年事件を担当するシステムでしたが、そ

れにしても私選を含めても年間精々数件あるかどうかでした。しかし、こうして長年少年事件に携わっているうちに、いつのまにか大勢の少年達と接してきたことになりました。

私が長く少年事件に携わってきたもう一つの理由は「少年は必ず更生する」という信念のようなものがあるからです。なぜならば、人間は生まれながらのワルはいません。後の環境に左右されてワルになるのです。しかし、大人でも更生します。ましてや少年は可塑性に富みほとんどが更生します。問題は、大人の接し方次第です。たとえば、保護観察中の再犯事件などは少年事件ではしょっちゅうのことです。しかし、それには確かな理由があります。初犯(前回)の時の保護観察処分が、安易に言い渡されて、少年や家族などが抱えている本当の問題に、家裁も鑑別所も十分にメスを入れ切れなかったというケースに出会います。鑑別報告書や調査官の調査結果はなるほど良く分析されていて立派な内容です。しかし、問題の核心を表現しながら「どのように問題を解決すべきか」については、肝心なメスが入っていないいもどかしさを感じる時があるのです。「なぜ、もつと突っ込んだことをしないのか、やれないのか、単に分析しただけではないのか」。

こうして安易な保護観察処分にしてしまい、後はまるで祖父母の様な年齢の保護司に事件を丸

投げして終わり。これでは、本当の問題の解決にはならないでしょう。思うに、その一番の原因は、少年に対する更生の仕組みの貧弱さです。制度も人材も乏しいということです。ということは、逆にいうと、それが弁護士付添人の活動領域であつて、むしろやり甲斐でもあり、大げさにいえば醍醐味でしょうか。弁護士付添人だからこそできること、そうしたテーマを追求すること、それが肝心だと思えます。

四 昨年(二〇一六年)一二月、一冊の本を出版しました。

『少年事件、付添人奮戦記』(新科学出版社) 私は、力及ばず心ならずも少年院送致となった事件への自戒も含めて、また特徴的な成功例などを記録してきました。そして、時々大阪支部の機関誌へ、「これぞという事件」について投稿して掲載してもらってきました。こうした事件記録の蓄積を見るにつけ、いつの間にか「本にできないか」と思うようになりました。そして、偶然にも先輩の弁護士(元裁判官)から出版社を紹介してもらえたのです。法曹関係者はもちろんですが、一般の読者の方々にも読んでもらえるようにと苦心しました。私の三三年間の付添人活動の一つの区切りとなりました。

最近の少年事件は、貧困もしくはネグレクトだ

とか、あるいは虐待事件などが目立つように思います。婦住先も仕事もない少年に、どうすれば引き取り手(補導委託先の確保と試験観察)が見つかるか。本当に今の時代、悩み多い仕事です。最後に、この本が若い方々に少しでもお役に立てば、この上ない喜びです。

『少年事件、付添人奮戦記』

著者：野仲厚治
出版社：新科学出版社
定価：一六〇〇円＋税



第16回

人権研究交流集会

開催まで一年を切りました！

ご参加、ご協力をお願いします！！

第一六回人権研究交流集会
実行委員会 本部事務局長

西川 研一

第

一六回人権研究交流集会在、二〇一七年一月二五日(土)〜二六日(日)に大阪で開催されます。

人権研究交流集会とは、二〜三年に一度くらいのペースで、社会におけるあらゆる問題を人権課題として提起し、研究と実践的運動の到達を報告・討論しあい、会員ら法律家と市民が参加して交流する、青法協を代表する全国的イベントです。前身である一九六九年の公害研究集会を受け継ぎ、一九七八年の第一回集会以来続く、伝統的イベントで、今回が第二六回集会となります。

人権研究交流集会の最大の魅力は、全国各地の(場合によっては海外からも)、各分野で活躍する法律家や市民のみなさんが一堂に会して、研究や運動の成果を報告しあい、交流するという点にあります。普段は直接会うことのできないような各

分野で活躍する方々から、直接に最先端の成果を受け取れます。刺激を受けます。自分がかかわる研究や運動をさらに発展させるヒントをつかむことができます。そして、なによりも明日へのエネルギーをもらうことができます。

さらに、全体懇親会もあり、フランクな交流が可能です。加えて、各期の同期会なども開催されるので、横のつながりもさらに深まります。

青法協会員ならば、参加しない手はありません。そして、特に今回六九期弁護士として、また研究者として入会された新人のみなさんには、ぜひ参加いただきたいと思えます。新人として入会した時にこのような集会に参加することは、今後の弁護士・研究者人生における大きな示唆を掴むことができ、充実した弁護士・研究者人生を歩むきっかけになるからです。登録年度にこのよう

な集会が開催されるのも何かの縁です(笑)。積極的にご参加ください。

ち

なみに、直近三回においては、以下のようなテーマで開催されました。

第三回 二〇〇七年三月名古屋市

「地球に生きる、平和に生きる」

第一四回 二〇一〇年九月札幌市

「人間らしく働き、人間らしく生きるために」

第一五回 二〇一四年三月石巻市

「震災復興―三・一一から三年私たちは何を

すべきか」

今回の集会のテーマは、まだ大枠ですが「憲法を守る」「立憲主義を考える」といった内容にしていこうと準備しています。開催は一月ですが、現在の情勢からみておそらく各分野の憲法課題における重大な局面は、依然として続いていると思われると思います。他方、この間始まっている新たな取り組み―憲法カフェなどのあすわかの活動やシールズなどの若者らの活動―もさらなる深化を遂げ、加えてさらに多様な取り組みがなされているはずですが、第一六回集会是、参加者がこういった取り組みや研究を報告・交流することで、重大な局面を切り拓く力を得て、各分野でのたまたかに直接に活かすことができる、そんな、実践的な内容にしていきたいと考えています。そういう内容であるからこそ、会員だけでなく、より広範に、

会員でない法律家の皆さん(弁護士や研究者)や市民の皆さんにも参加いただきたいと考えています。より広い参加者層を獲得するためのプロモーションも工夫していきます。

分科会も現在いくつか応募いただいています。どれも魅力的な内容ばかりです。まだまだ募集中ですので、まだ応募されていない方はぜひご応募ください。

現在、京都・兵庫県・大阪の各支部の会員を中心に、準備を進めています。全体会についても上記の方向性に従って準備を進めています。なにかご意見・ご提案などあればぜひお寄せください。

参加すれば必ず役に立ち、何よりパワーがみなぎってくる、そういう集会にしたいと思っています。

そんな第一六回集会を成功させるべく、実行委員会が始動しています。役職者は以下の通りです。

- 実行委員長 石田 法子(大阪支部)
- 現地事務局長 大前 治(大阪支部)
- 本部事務局長 西川 研一(東京支部)
- 現地実行委員会としては、このほかに京都・兵庫県・大阪の各支部メンバーが活躍しています。
- 元大阪弁護士会会長をリーダーとする実行委員会の布陣から、集会成功にかける熱意をくみ取っていただければ幸いです。
- では、実行委員長からのメッセージを!

第一六回人権研究交流集会の実行委員長を お引き受けした二つの理由

弁護士 石田 法子



青年法律家協会
人権研究交流
集会の実行委員
長をお引き受け

するに際しては、いささか躊躇した。

なぜなら、もはや「青年」と名乗るにはかなり年を取ったしなあというためらいである。しかし、私が弁護士登録した当時、四〇代半ばの事務所のボスが青法協

の会費を納めているのを見て、「先生、まだ青年なんですか」とからかったことを思い出した。ボスは、「青法協は、僕が青年弁護士だったころ、本当に勉強させてもらったから、そのお礼だよ」と、カッコよく答えた。それを聞いて、私もボスに習って弁護士でいる限り青法協会員でいようと思ひ、当時のボスの年齢はとっくに超えたが、今まだ会員でもある。

私もまた弁護士として青法協で学んだことは大きい。人権研究交流集会にも何度も参加した。それならお礼奉公しても

罰は当たるまいとためらいを捨てた。

そしてもう一つの理由は、全体会のテーマが憲法であること。

今、憲法が危うい、九条だけでなく

憲法理念そのものが危機にさらされている。しかし、政権与党の力は強く、どんな既成事実が積み上げられ、無力感が漂い始めている。

しかし、ここであきらめることはできない。若手弁護士たちは、今、各地で市民に憲法の大切さを伝える柔軟な運動を地道に練り広げており、目を見張るものがある。

その若い息吹に触れ、その活動を目の当たりにして、錆びつきかけた自分自身に元気をもらいたい、そう思った。

ということで、皆様、よろしくお願ひいたします。一月の人権研究交流集会には、全国からお集まりいただいて、「青法協ここにあり」と大成させましょう。

第16回 人権研究交流集会 概要	【日程】2017年11月25日(土) 午後 分科会
	11月26日(日) 午前 全体会
	【会場】大阪府教育会館「たかつガーデン」 (地下鉄「谷町九丁目」から徒歩7分、近鉄「上本町」から徒歩2分)

ロースクールの実情と 法曹養成

皆、司法試験に受かりたくてロースクールに進学しているはずである。なんで、ロースクールで司法試験の受験指導が禁止されているのか、よくわからなかった。

そのような制度の中で、教授陣も色々であった。大学の授業のような学術的な授業を展開される先生から、露骨な受験指導はされないものの司法試験を意識した授業をされる先生など様々で、教授陣も、現状の制度の中で、色々として行錯誤して下さっているように感じた。

一つ提案であるが、ロースクールで授業をもつ先生には、匿名で司法試験を受験してもらって、採点を受けてもらったらどうか。どのような結果になるか知りたい。

(2) 高校生のようなくラス環境

ロースクール生活の特徴として、高校生のようなくラス環境ということがあった。

毎日、教室で同じメンバーと顔を合わせるし、グループ課題も多くあった。人によつてはそのような環境に対して、好き嫌いがあるかもしれないが、私にとつては、かけがえのない友人ができ、友人とともに勉強した時間は大変楽し

かった。

(3) 独りよがりにならない環境や実務家からの刺激

ロースクール生活では、授業で、人の発言をよく聞く環境があったし、期末試験の際には優秀答案が見られたし、自主ゼミを数人で組んで、ああでもないこうでもない議論をしたことから、人の思考に触れる機会がたくさんあった。

今思えば、ロースクール制度がなかったら、こんなにたくさん人の思考に触れることがなかったと思うと、ロースクール制度に感謝しなければならぬ。

また、ロースクール生活では、多くの実務家教員と触れ合うことができ、刺激を受けた。

大学時代は、ほとんど実務家の話を聞いたことがなかったが、ロースクールに進学すると、裁判官、検察官、弁護士と接する機会が増え、法律の話をしたり、仕事の話をお聞きしたりする機会に恵まれた。

私は、司法試験に二回落ちたが、二回目は落ちたとき、お世話になった検事が「あんたには力があるから、もう一回頑張りなさい」と背中を押してくれた。司法試験に落ちてどん底にいるような気持ちでいた自分にとつては、「力がある」と言ってくれたことがどれだけの

励みになったことか。

こういつた触れ合いの中から、自分も法曹になったら、へこまなくても良いのにへこんで自信をなくしている人を勇気づけられる人間になりたいと思った。

(4) 小括

こうしてみると、ロースクール生活では、授業の制約には大いに疑問を感じていたが、学びや人との出会いという観点からは、総じて良かったのではないかと思う。

4 司法試験

司法試験の受験を通して感じたのが、司法試験は人の土俵で相撲をとるものということである。

試験問題は他人がつくり、他人が採点基準を作つて、他人が採点をする。

自分よがりの相撲ではなく、人の土俵で良い相撲を取らなければならない。

司法試験の答案では、ひらめいて、自分すごいかもしれないと思つたら、大抵、とんでもない低い点数がつくから、なおさらそう思つた。

受かるまでは、個性を抑えろとはよく言われたものである。

5 まとめ

振り返ると、弁護士になるまでは、既存の制度の中で勝負をしなければならなかった。不合理だなと感じても、その中で、もがくし

かなかつた。

もちろん、弁護士になってからも、裁判をはじめとする様々なルールの中で、日々業務を行っている。

しかし、弁護士になった以上は、多くの諸

先輩方がそうであったように、不合理な制度を変えていく力をも身につけなければならない。制度は、人が作ったものである。完璧ではないであろう。

本稿を起案していて、改めて、そう思った。

二〇一六年度第四回拡大常任委員会(宇都宮)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会を行います。常任委員以外の会員もぜひご参加ください。

記

□日時 二〇一七年三月三日(金) 一三時～四日(土) 正午

□場所 宇都宮市内

□地元企画① 三月三日(金) 一七時～一八時

★「今市事件」報告 一木 明 弁護士

今市事件とは二〇〇五年に起きた栃木県今市市(現日光市)の小一
女児殺害事件です。取調べの可視化や取調べ方法について問題の多い
今市事件。刑事訴訟法改正の問題点、事件そのものの問題点につい
て学習します。

□地元企画② 三月四日(土) 一二時半～

★オプショナルツアー「足尾銅山」

日本で起きた初めての公害事件の場所である足尾の地で、現在の
自然がどうなっているのか、フィールドワークを行います。

*一七時頃J R宇都宮駅で解散予定

詳細は別途送付予定の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁
学合同部会本部事務局までお問い合わせください。

編集後記

▼三泊四日
での出張を終
えて自宅に帰
ると、悪寒が
するので、早

めに寝たが、翌朝になってもすつきりとしていなかった。午後の役所での法律相談の途中くらいから節々に鈍い痛みが生じ始めたので、やばいかなと思いはじめた。四時に法律相談を終えて、そのままクリニックへ行き、検査を受けた。インフルエンザA型との診断であった。インフルエンザを受け、五日間の外出禁止となってしまう。同じ出張先で立ち会った人も感染して、同じ期間に休んでいたということが後から分かったので、出張先の誰かがキャリアだったのかもしれない。▼外出禁止といわれても、自宅には四歳児もおり、二度目の予防接種を終えたばかりであったので、私が隔離されるしか選択肢

がなかった。慌てて着替えなどを用意してもらって、ホテルを予約しようとした。クリスマス前なのでなかなか空気がない。ようやく二カ所をはしごする形で二四日までの宿泊先を押さえた。幸いにして熱は三七度後半までしか出ず、二日目朝に解熱してからは、スツと楽になり、そのままホテルで仕事をすることになった。▼それにしても、インフルエンザの四種混合の予防接種を打っていたのに効かないものだ。ネットで調べてみると、インフルエンザA型については予防接種していても罹患するし、罹患率を減らせる割合もわずかな程度とのことであった。予防接種のときの副反応が結構きつかったことを考えると、割に合わないと思われるか、重症化しないで済んだとみるかは微妙なところかも知れない。(高木宏行)